

公益社団法人新宮町シルバー人材センター 会員会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人新宮町シルバー人材センタ一定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 1,000円 (年額)
- (2) 特別会員 1,000円 (年額)
- (3) 賛助会員 1,000円 (年額)

2 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1ヶ月以内に納入するものとする。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成30年6月16日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

ただし、この登記の日が平成26年4月1日以前の日となる場合においては、平成26年4月1日から施行する。